

(使命)

独立行政法人国立公文書館(以下、「館」という。)は、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)及び国立公文書館法(平成11年法律第79号)に基づき、歴史公文書等の受入れ、保存及び利用等の業務を行う国家の基本的な責務を担う機関であり、国民共有の知的資源である公文書等の適切な保存及び利用を行うことで、行政運営の適正かつ効率的な推進にとどまらず、現在及び将来の国民に対する説明責任を果たし、我が国の歴史・文化及び学術に係る研究等の振興並びに国民のアイデンティティ形成にも寄与するものである。また、専門的技術的な助言や研修を行うことにより、行政機関等における公文書の適切な管理に貢献する。

(現状・課題)

館はこれまで、我が国の歴史公文書等の保存及び利用の拠点として、さらに歴史公文書等の保存及び利用に関する知見を蓄積する拠点として機能を果たしてきた。人材面でも、公文書管理に関する多くの専門家を擁し、蓄積した専門的知見を基に、国の行政機関や地方公共団体などに対して、助言、情報提供、研修等を提供している。

また、館は「公文書管理の適正の確保のための取組について」(平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定)を踏まえ、館が主催する研修の充実強化や、実効性あるチェックを行うための体制強化、さらに、館の専門職員を内閣府に派遣し、各府省の取組状況の確認を支援するなどの取組を行うとともに、アーキビストの認証を開始した。

加えて、政府における公文書管理制度の見直し等が進む中、公文書管理の充実に向けて館の知見を発揮するとともに、館の業務プロセスそのものも見直すことが求められており、トップマネジメントの下、その期待や重責に応える体制基盤の整備が必要である。

(環境変化)

「新たな国立公文書館建設に関する基本計画」(平成30年3月30日内閣府特命担当大臣決定。)が策定され、新たな国立公文書館について、国が必要とする歴史公文書等の利用・保存・展示・学習・調査研究支援等の機能を担うため、新館及び既存施設全体で有機的な連携を図るための新たな体制についての検討が進められている。

また、国においては、デジタル時代の公文書管理の実現等に向けた制度見直しやシステムの構築、行政文書の移管範囲や業務運用の見直し、行政文書の管理を担う中核人材の育成・確保の取組などが検討されている。こうした取組が公文書管理の充実に確実につながるものとなるよう、館に蓄積されている専門的技術的知見を発揮することが求められている。

館は、新館の建設、デジタル化、制度運用の見直しなど、変化する環境の中、機能・役割の拡大に向けて、トップマネジメントの下、適切な対応が求められている。

さらに、事業の遂行に際しては、新型コロナウイルス感染症への適切な対策を講ずることが求められている。

(令和4年度目標)

(上記の使命並びに現状・課題及び環境変化に係る分析を踏まえ、特に法人が取り組むべき内容として)

・公文書管理制度の見直しへの対応

(主な目標)①「行政文書の管理に関するガイドライン」(内閣総理大臣決定)の別表の見直しを行うに当たり、移管・廃棄基準等に関する議論に参画・助言、②廃棄協議等に関する業務見直しやシステム更改に対応して、適切に助言業務を行う、③文書管理のデジタル化、ガイドライン改正、公文書監察結果等を踏まえながら、研修内容の見直し・拡充を行う。

・新たな国立公文書館の建設等を踏まえた取組み

(主な目標)展示・学習・運営等に関する調査研究を実施するとともに、内閣府が行う検討業務に積極的に協力。

・デジタル化への対応

(主な目標)長期保存のためのフォーマットを含め、長期保存に関する検討を行う。デジタル技術も活用した効率的な助言の実施。

・展示の充実

(主な目標)沖縄復帰50周年を記念する展示会など、時宜を得た国民的関心のある魅力的で質の高い展示を複数回行うとともに、デジタル展示等を積極的に行う。